# 芦屋市心がつながる手話言語条例について

手話への理解の促進等に関し基本理念を定め、市及び市民並びに事業者の責務を明らかに するとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが地域で 支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため、条例を制定ました。

#### 目 的

誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする



## 手話の意義

手話は、文化的所産であり、ろう者が様々な知識を得て心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解する



# 基本理念

手話の普及等は、手話が言語である との認識に基づき、全ての市民が互 いに尊重することを基本として行 う

## 市の責務

手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する



#### 市民の責務

手話に対する理解を深め、市の施策に協力する

### 事業者の責務

ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備



### 市の役割

施策の策定

・ 学校における理解の促進